# 奈良県決定

大和都市計画道路の変更について【元町冨田線、三室東辻線の変更】

次の付議案を提出する。

令和元年7月23日

奈良県都市計画審議会会長

都 計 第 3 6 号 令和元年7月5日

奈良県都市計画審議会会長 殿

奈良県知事 荒井 正吾

大和都市計画道路の変更について 【元町冨田線、三室東辻線の変更】 (付議)

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する 同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議する。

# 大和都市計画道路の変更 (奈良県決定)

都市計画道路中3・5・902号元町冨田線を3・5・902号北十三冨田線に名称を改め、次のように変更する。

種別	名 称		位 置		区域	構造						
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等の交差構造	備	考
幹線街路	3 • 5 • 902	またじゅうそとみたせん 北十三富田線	衛	ごせせ所市 大学 を富田	御所市 おおあざらはら、大字茅原、 本おかざたまで、 大子子玉・ 大字を表し、 おおあざいけのうら、 大字池之内、 おおあざみなみじゅうそ 大字南十	約 2, 990m	地表式	2 車線	12m (12m∼23m)	自動車専用道路と立体交差 1 箇所 JR和歌山線と立体交差 幹線街路と平面交差 3 箇所		

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

## 理由

別途理由書のとおり

# 都市計画道路 元町冨田線の変更理由書

### 1. 路線の概要

都市計画道路 元町冨田線は、起点を御所市大字元町、終点を御所市大字冨田とする標準幅員 12m、延長約 4,450m の幹線街路である。

当初、昭和39年に「2・3・2 元町蛇穴線」として都市計画決定され、昭和48年に「3・5・902 元町蛇穴線」に名称変更、昭和60年に終点を変更し「3・5・902 元町冨田線」として変更された。

その後、平成3年に京奈和自動車道の計画に伴い交差部の区域が変更され、平成15年 に車線数を明記した。

#### 2. 都市計画道路変更の内容

#### (1)変更の理由

都市計画道路 元町冨田線は、昭和 39 年に市の将来の発展に資するための道路として 都市計画決定され、起点となる国道 24 号から、JR 和歌山線玉手駅を経て、終点となる国 道 309 号までを結ぶ市街地の外郭を構成する都市計画道路である。

しかしながら、起点から御所市大字北十三までの区間(以下「当該区間」という。)については、現道がなく、将来的な自動車交通量の減少が見込まれるため必要性がなくなっている。また、当該区間に並行して2車線の市道等が整備されている。

当該区間を「奈良県都市計画道路の見直しガイドライン」(平成 22 年奈良県) に沿って検証した結果、都市計画道路としての必要性が認められないため、廃止するものである。

### (2)変更の内容

都市計画道路 元町冨田線について以下の変更を行う。

- ・起点から御所市大字北十三までの区間(L=約1,460m)を廃止する。
- ・路線の名称を「3・5・902 元町冨田線」から「3・5・902 北十三冨田線」に変更する。

# 大和都市計画道路の変更 (奈良県決定)

都市計画道路中3・6・901 号三室東辻線を3・6・901 号三室御所線に名称を改め、次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区域	構造					
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等の交差構造	備	考
幹線街路	3 • 6 • 901	<sup>独身会</sup> 道	が売市 御所市 おおかぎかせっろ 大字三室	áҧ <sup>*</sup> 市		約 1, 290m	地表式	2 車線	9m (9m∼14.3m)	JR和歌山線と平面交差 幹線街路と平面交差4箇所		

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

# 理由

別途理由書のとおり

# 都市計画道路 三室東辻線の変更理由書

### 1. 路線の概要

都市計画道路 三室東辻線は、起点を御所市大字三室、終点を御所市大字東辻とする標準幅員 9m、延長約 1,680m の幹線街路である。

当初、昭和 39 年に「1・小・2 三室東辻線」として都市計画決定され、昭和 48 年に「3・6・901 三室東辻線」に名称変更された。

その後、昭和 60 年に国鉄和歌山線(現在 JR 和歌山線)との交差部の区域を変更、平成 3 年に御所工業高校跡地及び葛城川周辺の土地利用計画と整合させるための区域の変更が行われた後、平成 15 年に車線数を明記した。

### 2. 都市計画道路変更の内容

#### (1)変更の理由

都市計画道路 三室東辻線は、昭和 39 年に市の将来の発展に資するための道路として 都市計画決定された都市計画道路である。

しかしながら、御所市役所付近から終点までの区間(以下「当該区間」という。)については、現道がなく、将来的な自動車交通量も減少が見込まれるため、必要性はなくなっている。

当該区間を「奈良県都市計画道路の見直しガイドライン」(平成 22 年奈良県) に沿って検証した結果、都市計画道路としての必要性が認められないため、廃止するものである。

## (2)変更の内容

都市計画道路 三室東辻線について以下の変更を行う。

- ・御所市役所付近から終点までの区間(L=約390m)を廃止する。
- ・路線の名称を「3・6・901 三室東辻線」から「3・6・901 三室御所線」に変更する。